

政を司る所を御用所というた。初は寄合所と稱したのを改めたものである。御用所は加賀藩の御用部屋といふに同じい。

**ヨウシヨウ** 陽勝 元慶三年能登に生まれ。俗姓は紀氏。陽勝甫めて十一歳で比叡山に登り、西塔勝蓮花院の空日律師に従ひ、天台の法文を習ひ、法華經を受持した。陽勝性聰敏で、一たび聞くときは之を再びせず、慈悲の心最も深く、蚊蟻の身を嘔むをも厭はず、自ら法華經を書寫して日夜に之を讀誦したが、去つて金峰に登り、又寧樂の牟田寺に籠つて仙の法を習ひ、遂に空中を飛行する力を得、佛を見或は法を聞き、世間を救護し有情を利益することを得るに至つた。陽勝の父本國に在つて病み、陽勝を見んことを願つた時、通力を以て之を知り、父の屋上に來りて法華經を誦したが、人出で、之を見れども、聲を聞いて形を見なかつた。事は法華經驗記・扶桑略記・元亨釋書に見える。

**ヨウスイウチギン** 用水打銀 加賀藩の用水に關する費用は、初め領内を通ずる高打銀として課したが、郡により支出の割合を異にするが故に、元祿八年から郡別に徴收して之を該郡用水の爲に支出することにした。この用水打銀は、年々郡の御扶持人十村より用水の曹請すべき箇所を定め、その經費を見積つた帳冊を作り、別に高百石につき銀何匁を徴收すべきことを稟請し、改作奉行は御算用場奉行を経て郡奉行に通じ、郡奉行は各十村に命じて上納せしめ保管した。その用水打銀を支出する要ある時は、また之を改作奉行に申請した。

**ヨウスイサイキヨ** 用水裁許 藩政の時用

水の事務を専ら管理した百姓の役である。

**ヨウスイマツリ** 用水祭 石川郡末の日吉神社で、今九月二日・三日に執行する秋季祭を用水祭と稱する。本部落を通ずる寺津用水が、古へ八月二日末部落まで開通したに依るといふ。

**ヨウセイジ** 養清寺 金澤泉新町に在つて、天台宗眞盛派に屬し、享保十八年達善の創立であつたが、檀家もなく尼僧の居住する許りであつた。後明治五年廢寺となし、十三年また之を再興した。

**ヨウセイジバシ** 養清寺橋 金澤泉新町の用水に架けた橋梁。この用水は高所を流れるから、橋邊の川縁を高くして橋を架してあつた。

**ヨウセンイン** 養泉院 加賀藩祖前田利家の女與免姫の法號。詳しくは養泉院花雲芳榮大禪定尼。

**ヨウセンジ** 養泉寺 鹿島郡吉崎に在つて、眞宗東派に屬する。もと矢田又は府中に居たこともあるが、慶安二年小島に轉じ、明治三十二年今の地に移つた。

**ヨウセンジ** 養泉寺 鹿島郡小竹に在つて、眞宗西派に屬する。

**ヨウタイイン** 瑤臺院 大聖寺藩主第九代前田利之の女銚姫。即ち永井直輝夫人の法號。詳しくは瑤臺院清心妙涼大姉。

**ヨウチ** 用地 藩政の時、金澤の城下に接する石川・河北二郡に限り、御用地と稱するものがあつた。是は藩が給人の拜領地に當てる爲、百姓の田畠を請地として使用したもので、その地元の合盛米は、租納と作徳とを問はず凡べて地子米として算し、御曹請會所から代銀を以て下附せられた。故に御用地だからとて引高とすることはなかつた。

**ヨウチイン** 養智院 金澤裏古寺町に在つて、潤光山と號し、眞言宗に屬する。正保三年元祐といふ者長門上地町の地を賜はり、寺院を建立したに起る。長門上地町は後の長門町である。裏古寺町は長門町と接續の地であるから、後に名稱が變つたのであらう。

**ヨウチインイチモンドウ** 養智院一門堂 地蔵應驗新記に、金澤岸川長門町潤光山養智院一門堂の本尊延命地蔵は弘法大師の彫造、立像長二尺三寸三步で、往昔能州鳳至郡某寺に安置したが、元祿六年十月石川郡御供田村土屋義休がそれを當寺の隆玄法印に寄進したものであると記する。寶永元年支考は寺僧素然と共に、この地蔵尊の夢想の句を立句として歌仙の俳諧を興行したことがある。

**ヨウチインマ** 養智院前 金澤裏古寺町に在る養智院の前通のみを言ふたのであるが、後世では古寺町・木倉町の後、地を惣べてしか稱することになつた。

**ヨウトン** 養頓 越中一向宗正法寺の僧で、曜嚴・養雲・正林とも書かれてゐる。天正十二年八月養頓佐々成政が前田利家に對して陰謀あるを知り、村井長頼の臣小林彌六左衛門を訪うて之を告げ、歸還に際して利家から黄金二枚を興へられた。一書に養頓は彌六左衛門の從弟で、當時富山城南矢倉門の開閉を掌つた者ともいふ。後利家養頓の所在を求めたが知るを得なかつた。

**ヨウニン** 用人 (一)加賀藩一前田利常の

薨後萬治元年前田七郎兵衛直玄・菊池十六郎直辰・伊藤内膳重正・篠田助左衛門某の命ぜられたのが御用人の起原であらう。二年青山織部長玄・岡島甚七郎重治が命ぜられたが、三年までに追々轉役して暫く此の職が廢せられた。然るに寛文二年再び奥村内匠榮尙・横山外記氏從・脇田九兵衛直賢が就任し、九年富永小右衛門助清・熊谷久右衛門政重・齋藤中務忠明・近藤新左衛門長安四人加御用人に命ぜられた。當時御用人をまた御用衆というた。其の後熊谷死亡し、延寶二年富永・近藤罷免せられ、三年齋藤も亦免ぜられて、加御用人を止められ、横山等も此の頃に至つて追々轉役し、當役再び廢せられたが、五年三月八日村金左衛門安元・菊池彌八郎武康・井上勘左衛門長通三人が御用聞役に任じ、後更に御用人と改稱せられることになつた。この御用人は、元祿中に五人又は六人もあつたが、遂に四人となり、御歩頭・大組頭・御持方頭・御先手物頭からそれを兼ねることになつた。

(二)大聖寺藩一 大聖寺藩の御用人は、その位置家老に次ぐもので、藩士中から器量拔群の者を選んで之に任じた。但し利直の時代に改められるまでは、御家老を御用人とも寄合人とも呼んだことがある。

**ヨウニン** 用人 ↓キユウニン 給人。

**ヨウネンジ** 養念寺 河北郡浦下松根に在つて、眞宗東派に屬する。もと道場であつたが、明治十三年一月寺號の公稱を許された。

**ヨウハジメ** 用初 ↓ヤクシヨハジメ 役所初。

**ヨウバン** 用番 ↓ツキバン 月番。

**ヨウフクイン** 養福院 能美郡小松に在つ